

様式第1号（第7条関係）

堺市立幼保連携型認定こども園乳児等通園支援事業契約書

（以下「保護者」という。）と堺市立 こども園（以下「事業者」という。）は、当施設を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し提供する乳児等通園支援について、以下の通り契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用乳幼児に対し、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等関係法令の理念にしたがって、利用乳幼児が健やかに成長できる乳児等通園支援を提供し、保護者は事業者に対し利用料金を支払うこととします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に支給認定有効期間が更新された場合は、変更後の支給認定有効期間満了日もしくは3歳の誕生日の前々日のどちらか早い日までとします。また、市町村から支給認定を取り消された場合には、取り消された日までとします。

（乳児等通園支援の場所）

第3条 乳児等通園支援の提供場所は、堺市立 こども園とします。ただし、遠足や散歩等、施設外保育として事業者が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

（乳児等通園支援の内容）

第4条 事業者は、保育所保育指針にそって、利用乳幼児の発達に必要な乳児等通園支援を提供することとします。

2 乳児等通園支援の内容は、事業者が別に作成する「重要事項説明書」のとおりとします。

（契約時間等）

第5条 基本契約時間は、祝休日を除く毎週 曜日の 時 分から 時 分までとします。

（利用料金）

第6条 保護者は、事業者から提供を受ける乳児等通園支援の対価として次のとおり利用料金を支払うこととします。

- (1) 基本負担額 1時間につき、堺市が保護者及び事業者宛てに通知した額
- (2) 延長分負担額 利用時間を超過した場合、堺市立幼保連携型認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱第10条に定められた額
- (3) 食事代 250円/回（基本利用時間が5時間の方で食事が必要な場合のみ）

- (4) キャンセル料 利用当日のキャンセルの場合は、(1)基本負担額×利用予定時間の額ただし、利用乳幼児の体調不良・感染症罹患等により当日にキャンセルを行った場合は除く。

(利用料金の支払い)

第7条 基本負担額は、利用日までに保護者が支払います。

- 2 基本負担額とその他利用料等については、事業者は明細を付して保護者に説明のうえ、請求することとし、保護者は利用日までに事業者へ現金又はQRコード決済により支払うこととします。
- 3 事業者は現金で支払いされた場合において、領収書を発行する。また、QRコード決済により支払された場合は、支払時に発行される決裁完了通知をもって領収書に代えることとします。

(契約の解除)

第8条 保護者及び利用乳幼児の事情により途中で利用を終了する場合、保護者は利用終了予定日の15日前までに、事業者に対し書面で申し出ることとします。

- 2 次の各号に該当する場合、保護者はこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、利用乳幼児の乳児等通園支援を提供しようとししない場合
 - ② 事業者が次条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者が利用乳幼児又は保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 3 次の各号に該当する場合、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、事業者は、市に連絡をとり必要な措置を講じることとします。
 - ① 保護者が第6条に定める基本負担額の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合
 - ② 保護者が事業者や従事する職員又は他の利用者（利用乳幼児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合

(秘密の保持)

第9条 事業者は、業務上知り得た利用乳幼児、保護者及びその家族等に関する情報について秘密を保持し、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はできないこととします。

(緊急時の対応等)

第10条 事業者は、事業実施中に利用乳幼児の身体に異変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講ずることとします。

2 事業実施中に利用乳幼児が怪我をした場合は、職員は保護者に対して説明を行うこととします。

(賠償責任)

第11条 事業者は、乳児等通園支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用乳幼児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、事業者は、誠意をもって対応し、保護者に対して当該損害を賠償することとします。

(相談・苦情の解決)

第12条 事業者は、保護者からの乳児等通園支援事業に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対する窓口を設置し、事業者の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ迅速に対応することとします。

(本契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定められていない事項については、事業者は児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもってこれを協議のうえ対応することとします。

(重要事項説明確認)

第14条 本契約の締結にあたり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者及び事業者は記名押印の上、その1通を保有することとします。

年 月 日

保護者

《住 所》

《氏 名》

事業者

《住 所》

《氏 名》